

食品衛生法の改正に係る説明会と

HACCPの実践研修会 開催のお知らせ



〈令和元年度に実施した研修会の様子〉
今年は3密を避けるなどの感染症対策を徹底したうえで開催します。

食品衛生法が改正され、原則全ての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が求められることになり、令和3年6月から完全施行されます。

宮城県では、三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定に基づき、毎年HACCP研修会を開催しています。研修を通して食品等事業者のHACCP取り組みにおけるさまざまな課題解決のお手伝いをします。

併せて法改正に係るポイントや最新情報についてもご説明しますので、幅広くご参加ください。

食品衛生法の改正に係る説明会 9:30~10:15		<ul style="list-style-type: none"> 1 許可業種の再編と届出制度の創設 2 新たな施設基準や公衆衛生上必要な措置 3 新たな自主回収制度 など
HACCPの実践研修会	講義 10:30~12:00 13:00~14:00	<ul style="list-style-type: none"> 1 事故事例に見る改正食品衛生法の背景・趣旨 ~HACCPの制度化を踏まえて食品等事業者が実施すべきこと~ 2 一般衛生管理の概説と取組み例 ~HACCPの制度化を踏まえた手順書・記録等の作り方~ 3 HACCPの概説と取組み例 ~HACCPの制度化を見据えた文書の作り方(焼菓子を例として)~
	個人ワーク 14:15~15:30	会場毎の対象食品を事例とした実習を行います (対象食品を製造・調理する事業者以外もぜひご参加ください)
	個別相談 15:30~17:00	各事業所の課題解決に向けた個別相談を行います (相談希望がある場合のみ/上限6社程度/1社15分程度)

会場	石巻合同庁舎 (石巻市あゆみ野5-7) 1階大会議室	大崎合同庁舎 (大崎市古川旭4-1) 1階大会議室	大河原合同庁舎 (柴田郡大河原町字南129-1) 4階大会議室
個人ワーク対象食品	水産製品	弁当・そうざい	冷凍食品
開催日	令和3年1月25日(月)	令和3年1月26日(火)	令和3年1月27日(水)
申込締切	令和3年1月18日(月)	令和3年1月19日(火)	令和3年1月20日(水)
定員	最大60名(1社2名まで) 先着順	最大54名(1社2名まで) 先着順	最大60名(1社2名まで) 先着順
講師	食品衛生法の改正に係る説明 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課食品安全班 HACCPの実践研修 MS&ADインターリスク総研株式会社 リスクマネジメント第3部製品安全グループ 笹川 秋彦 氏		

申込先・問い合わせ先 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 担当:天野
電話:022-211-2644 FAX:022-211-2698
メール:eiseif@pref.miyagi.lg.jp

裏面が申込用紙になっています

